

官報

号外 平成六年六月二日

○第百二十九回 衆議院會議録 第二十二号

平成六年六月二日(木曜日)

平成六年六月二日

正午 本会議

○本日の会議に付した案件
行政改革委員会設置法案(内閣提出)の趣旨説明
及び質疑

午後零時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

○議長(土井たか子君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員本名武さんは、去る四月十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

本名武さんに対する弔詞は、議長において去る五月十五日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに外務委員長、長通信委員長、農林水産委員長の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた従三位勲一等本名武君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

行政改革委員会設置法案(内閣提出)の趣旨説明

明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、行政

改革委員会設置法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣石田幸四郎さん。

〔国務大臣石田幸四郎君登壇〕

○国務大臣(石田幸四郎君) 行政改革委員会設置法案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国の経済社会の構造を新たな時代にふさわしいものに改革していくに当たり、行政改革は避けて通れない喫緊の課題であります。

このため、政府は、行政改革推進本部を中心として、規制緩和を初め、行政改革の推進に積極的に取り組み所存であります。

今般設置しようとする行政改革委員会は、臨時行政改革推進審議会の最終答申等の趣旨を踏まえ、国民の視点に立つて政府による行政改革の実

施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について本格的な検討を行い、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進に資するものであります。

次に、法律案の概要について、その内容を御説明申し上げます。

行政改革委員会は、許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する施策の実

施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、その意見を踏まえてお

り、委員会の意見については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

また、委員会は、規制の改善の推進に関する意見を受けて講ぜられる施策に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣または内閣総理大臣

を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとしてあります。

委員会は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員五人をもって組織することとする。また、委員会の事務を処理させるための事務局を置くこととしてあります。

また、委員会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があるとき、みずから行政機関等の運営状況を調査することができることとしてあります。

なお、委員会は、政令で定める本法律の施行の日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしてあります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

〔拍手〕

行政改革委員会設置法案(内閣提出)の趣旨説明
明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。福永信彦さん。

〔福永信彦君登壇〕

○福永信彦君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました行政改革委員会設置法案について御質問をいたします。

本格的な高齢化社会の到来を控え、二十一世紀に向かって真に活力があり豊かな国づくりを進めていくためには、行政改革は避けて通れない課題

であります。このため、我が党は、これまで各般の制度改革を進め、その結果、国鉄の分割・民営化を初めとする三公社の改革、年金・医療制度の改革、行政組織の再編成・合理化、国家公務員の大削減、国から地方への権限移譲、規制緩和の推進など、着実な成果を上げてまいりました。特に、我が国を取り巻く内外の厳しい諸情勢を考えると、政府と国民とが使命感を持って行革に取り組んだ土光臨調当時の経験を想起すべきであります。

現在、我が国を取り巻く環境は、外に日米関係、内には長期化する不況問題、財政状況の悪化など、いずれも緊急に対応すべき課題を抱えており、また、これらの課題の背景には、いずれも経済とともに行政自身の持つ構造的な問題があります。経済の活性化、対外経済摩擦の解消のための規制緩和、活力に満ちた地域社会を形成していくための地方分権など、行政改革は待ったなしの状況であります。

しかしながら、行政改革は言うべくして困難な課題でもあります。行政改革は、我が国社会経済に大きな変革をもたらすものであり、国民、関係者の利害は錯綜し、さまざまな意見の対立、利害の衝突が不可避的に伴うのであります。このような困難な課題に取り組む、所期の成果を上げていくためには、国民多数の支持のもとに、さまざまな利害対立を乗り越えるだけの総理の強い決意と、さまざまな利害を調整するための慎重な手続と配慮が欠かせないものであります。

果たして、少数与党政権たる羽田政権において、このような課題に効果的に対処することができるのであるでしょうか。変革はかけ声だけで

きるものではないと。明確な問題意識のもと、改革理念を明らかにしつつ、広く衆知を結集して改革方策を立案するとともに、改革に伴う痛みを最小限にすることもまた求められるものであります。

そこで、総理にお伺いいたします。総理は、今後、意味ある成果を上げるためにどのように行政改革に取り組まれようとしているのでしょうか。その決意と基本的考え方をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、行政改革委員会についてお尋ねいたします。

我が党政権下の八〇年代において、臨調、行革審を中心として、行政改革が血のにじむような思いで積み重ねられてまいりました。相当な成果も上げ、行革の基本的な考え方や方策も示されているものであります。しかし、本委員会設置法案では、こうしたこれらの答申への言及は全く残念ながら見られないのであります。これらの答申や行革の成果は、委員会の活動にどのように生かされていくのでありますでしょうか。

また、政府は、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進を唱えておりますが、本委員会の任務は規制緩和と情報公開に重点化しており、その他の行政改革に対する取り組みの姿勢が明確でないものであります。簡素で効率的な政府を実現するには、国・地方を通じた行政組織の整理合理化、国家・地方公務員の定員総数の抑制・縮減、特殊法人の見直し等による行政経費の節減はもとより、今日の課題としての地方分権の推進は、規制緩和や情報公開に劣らず行政改革の重要課題であると考えられるのであります。今回の法案は、こうした

行政改革全般に対する目配りに欠けていると言わざるを得ないのであります。

また、この行政改革委員会の常勤委員については民間人を起用することが与党内で検討されているという点であります。給与その他の面からも適切な人材が得られるのかどうか、また、公正な人事を行っていたかどうか考えますが、役割、性格等について総理の明快な御答弁をいただきたいと存じます。

○議長(土井たか子君) 皆さんに申し上げます。本会議中は、自席に着席の上、静粛にお願いします。

○福永信彦君(続) 次に、規制緩和についてお尋ねいたします。

政府は、昨年九月の緊急経済対策以来、二度にわたり具体的な規制緩和の方策を決定されたところであり、その内容を見ると、到底、内外からも十分評価され、実効性ある抜本的な規制緩和とは言えないのであります。さらに、現在、行政改革推進本部を中心として、さらなる規制緩和に向けた取り組みが行われていると聞いています。ところでありますが、この行政改革推進本部の本部専門員には、学者以外のメンバーは特定の分野に偏っており、全般にわたって目配り、気配りのできる人が少ないようにも思えるわけであります。いかがでありますでしょうか。

規制緩和は、議論賛成、各論反対の最たるものであって、これまでの経過から見ても、よほどの政治的リーダーシップなくして実のある改革は期待し得ないと思ひます。少数与党の現政権に果たしてどこまで期待できるのか、残念ながら甚だ疑問であります。この際、今月末までに取

りまとめられる予定と聞いている規制緩和の断行に向けた総理の決意をお伺いしたいと思ひます。最後に、行政改革委員会において本格的に検討することとされている行政情報公開法の問題についてであります。

行政が持っている情報を広く国民に公開すること自体は、当然推し進めるべき課題であり、自民党政権下においても、大平内閣以来、行政指図、個別法制などにより着実に改善を実施してきたところであります。ただ、情報公開法という法律をつくることについては、いろいろ重要な検討課題が残っており、なお研究する必要があると考え、政府に引き続き検討させていたわけであります。

例えば、行政の持っている情報はまさに多様であり、プライバシーや企業秘密などの第三者の秘密情報、あるいは防衛・外交にかかわる国家秘密など、保護がしっかりしないまま行政機関が安易に何でも公開ということになると、国民に取り返しのつかない損失を及ぼすおそれがあります。また、一般の傍聴人が大勢見ている中で行う裁判所制度においても、果たして秘密が秘密でないかという微妙な問題を適切に解決できるかという憲法にもかかわる問題がございます。

現政府は、このような情報公開制度の問題について本格的に検討を行うこととされ、今回の行政改革委員会設置法案で調査審議事項として明示されているところであります。そこで伺いたいのは、情報公開の法制化に関するこのような重要な問題について、果たしてその解決の目的があつて本格的検討に着手しようとしているのかということでありま。

以上、政府の御見解と決意をお伺いしたところでありましたが、総理は去る国会で、所信表明のとき、普通の言葉で政治を語る、こうおっしゃっておいりました。なるほど、私もそのとおりであると考えるわけですが、しかし、ただでさえ権力二重構造、一・一、こう言われておるわけでありまして、したがって、総理は、普通の言葉と同時に、どうか自分の、御自身の言葉で答弁をするよう心からお願いを申し上げまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣羽田孜君登壇〕

○内閣総理大臣(羽田孜君) 行政改革に取り組む決意についてお話がありました。

行政改革は、もう今や避けて通ることのできない国政運営上の重要な課題であるというふうに認識をいたしております。改革に伴う痛みは必ずあります。また、それを最小限に、これを調整しなければならぬという難しさもあります。そして、行政改革というものは、御指摘がありましたとおり、かけ声だけで済むものではありません。私も、少数政権でありますから、非常に難しい課題であります。しかし、私も、この時代の要請、これにこたえるつもりで真っ正面からこれに取り組むならば、国会、皆様方の御協力を得られるものと確信をしながら、この問題と取り組んでまいりたいことをまず申し上げる次第であります。(拍手)

私も、去る二月十五日には、今後における行政改革の推進方策につきまして閣議決定をしたところでございますけれども、この大綱は、国と民間との関係については規制緩和、国と地方の関係については地方分権、行政運営のあり方をめ

ぐつては行政情報公開を初めいたしまして行政組織、特殊法人などの改革・合理化など、各般の改革課題についての改革の方角づけを与えるものでございまして、我々は、これに沿って勇断を持って行政改革を推進し、行政の簡素化、効率化、透明化、これを目指してまいり所存であります。いずれにしましても、実りのある成果をおさめるべく全力を尽くすことを申し上げたいと存じます。

続いて、常勤委員の問題等についての御指摘がございました。

行政改革委員会の委員につきましては、政府といたしまして、すぐれた識見、これを有する方を公正に選考する考えでございます。委員会の果たす役割の重要性にかんがみまして、これは両院の同意を得る、そのようにいたしております。

また、委員会の任務に照らしまして、事務局との密接な連携のもとに、濃密な調査ですとかあるいは専門的な検討を行っていただく業務というものが予想されることから、若干名の常勤委員を置くことができることといたしておりますけれども、その俸給につきましては、適切な人材が得られるよう十分配慮をしたいと思いますというふうに思っています。

いずれにいたしましても、法案の成立いたしました後、具体的な人選に当たりましては、この所期の目的を果たせることを目標といたしまして人選をしてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、国会にまた御審議をいただくことにいたします。

本部専門員の選定に関する考え方ということでありますけれども、行政改革推進本部の住宅・土

地、情報・通信、輸入促進・市場アクセス改善・流通の三作業部会におきましては、同本部における規制緩和についての実施方針の決定に至る過程で民間の意見を参考とするため、民間の有識者十七名の方を本部の専門員として委嘱してございす。

本部の専門員の委嘱に当たりましては、それぞれの分野について知見を有している方、あるいは規制緩和に関心の高い専門員としてふさわしい方にお願いをいたしておりますのでございます。私も、そういう中でありまして、外国の事業者の声も聞くようにという意見もございす。在日外国事業者団体の幹部の方の参加もいただいておりますのでございす。

また、規制緩和の断行に向けた決意ということでありまけれども、私も、私どももいたしましては、先般の中期行革大綱、これにおきまして、規制緩和の推進を第一の柱として、基本的な方針とともにに相当数の具体的な措置を決定したところでございすけれども、さらに三月には、対外経済改革要綱におきまして、住宅・土地、情報・通信、輸入促進・市場アクセス改善・流通・金融・証券・保険の各分野における検討の基本的な方向を示し、新たな規制緩和の方策につきまして、その成果を六月末までを目途にいたしまして取りまとめることとしております。これも先ほど申し上げましたように、実りのあるもの、中身のあるものにするために全力を挙げます。

我が国経済社会の活性化と国際的な調和を目指し、このような基本的な考え方のもとに、今後とも規制緩和の推進について努力を払ってまいりたいというふうに考えます。

情報公開の法制化に関します重要な問題について、その解決のめどがあつて本格的に検討に着手しようとしているのかということでございます。行政情報の公開は、公正で民主的な行政運営を実現し、行政に対する国民の信頼を確保するという考えから重要な課題でございまして、これは積極的に取り組む必要があるというふうに私は確信をいたしております。

情報公開制度の検討に当たりましては、さまざまな行政情報の実態を踏まえまして、重要な課題に適切に対処することが不可欠であろうというふうに考えます。このため、各界のすぐれた識見をお持ちの専門家の皆様方に御参集をいただきまして、本格的、専門的な検討を行っていただくことが必要であると考えてまして、今回の行政情報公開の制度に関する調査審議を任務の一つとする行政委員会の設置法をこの国会でただいまお願いを申し上げたところでございす。どうかひとつ、この早期成立に向けまして、皆様方の御審議をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

普通の言葉で語るといふお話もありました。私は、まさに普通の言葉で語るといふことは、国民の皆さんに行政を知っていただきたいということでもあります。しかし、これはみずからの信念に基づいて、私はこれらの問題を進めていくことをこの機会に申し上げたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣石田幸四郎君登壇〕

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。私に対する質疑は、行政改革委員会において従来の臨調、行革審の答申や行革の成果がどう生かされていくのかという問題、さらにまた行政改革

平成六年六月二日 衆議院會議録第二十二号 行政改革委員会設置法案の趣旨説明に対する福永信彦君の質疑 朗読を省略した議長の報告

四

委員会の任務というものが規制緩和と情報公開に重点化されておる、その他の行政改革に対する取り組みの姿勢はどうかという御質問でございました。

まず、従来の臨調、行革審の答申でございますが、これは中期行革大綱にもその答申の趣旨は十分生かされているというふうに考えておりまして、この行革委員会におきましても、こういった各般の行政改革に対する御意見を承ることができるといふふうに考えておるところでございます。

また、任務を情報公開、規制緩和に重点化され過ぎてはいないかというお話でございますけれども、特に情報公開の問題につきましては大変重要な課題でございます。行政改革に全く新たな課題の一つとして取り上げるといふような問題でございます。すなわち、情報公開法の制定を目指しているものでございまして、この情報公開法はまさに五十年に一度あるかないかの大きな行政改革だと思っております。特にこの行政改革委員会でお取り上げをいただくという方向づけをいたしておるわけでございます。

しかしながら、行政改革は全般にわたるものでございまして、政府自身の行政改革の努力と、同時にまたこれを監視するための民間人を中心とする行政改革委員会というの、いわば行政改革の両輪の一つと位置づけられるものでございまして、これらの行政改革委員の今後の幅広い御議論を大いに期待を申し上げているところだという

ことをお答えとして申し上げたいと存じます。

(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 羽田 孜君

国務大臣 石田幸四郎君

出席政府委員

総務庁行政管理局長 八木 俊道君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る五月三十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成五年度環境の状況に関する年次報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく平成六年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書

一、去る五月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくモザンビーク国際平和協力業務実施計画の変更の報告書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくモザンビーク国際平和協力業務の実施の状況の報告書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくエル・サルヴァドル国際平和協力業務の実施の結果の報告書

一、去る五月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

第百二十八回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(議席変更)

一、去る五月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二	穀田 恵二君
三	宇佐美 登君
四	枝野 幸男君
六	矢島 恒夫君
七	吉井 英勝君
八	玄葉光一郎君
九	前原 誠司君
一一	岩佐 惠美君
一二	藤田 スミ君

(理事選任)

一、昨日、環境委員会において、次のとおり理事を選任した。

一四	高見 裕一君
一六	古堅 実吉君
一七	中島 武敏君
一八	石田 勝之君
一九	小沢 鋭仁君
二四	渡海紀三朗君
二六	三原 朝彦君
三三	佐藤謙一郎君
三四	鳩山由紀夫君
三五	菅 直人君
四二	錦織 淳君
四三	荒井 聰君

(理事補欠選任)

一、昨日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事	江田 五月君 (理事高見裕一君去る五月二十日委員辞任につきその補欠)
理事	大矢 卓史君 (理事中島衛君昨日理事辞任につきその補欠)
外務委員会	
理事	高市 早苗君 (理事牧野聖修君去る五月十日委員辞任につきその補欠)

平成六年六月二日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

理事 秋葉 忠利君 (理事井上一成君去る五月十八日委員辞任につきその補欠)	厚生委員 辞任 園田 博之君 補欠 三原 朝彦君	科学技術委員 伊東 秀子君 金田 誠二君	決算委員 佐々木陸海君 正森 成二君 補欠 松本 善明君
労働委員会 赤城 徳彦君 (理事種積良行君去る四月二十八日委員辞任につきその補欠)	農林水産委員 辞任 実川 幸夫君 補欠 栗本慎一郎君	環境委員 渡海紀三朗君 補欠 鳩山由紀夫君	議院運営委員 小沢 鋭仁君 補欠 園田 博之君
理事 大石 正光君 (理事石井敏基君去る五月十日委員辞任につきその補欠)	実川 幸夫君 補欠 古賀 敬章君	辞任 野田 聖子君 補欠 中山 太郎君	辞任 松本 善明君 補欠 熊代 昭彦君
理事 東 祥三君 (理事河上重雄君去る五月十日委員辞任につきその補欠)	栗本慎一郎君 補欠 古賀 敬章君	林 幹雄君 補欠 綿貫 民輔君	熊代 昭彦君 補欠 松本 善明君
(常任委員辞任及び補欠選任)	古賀 敬章君 補欠 久保 哲司君	中山 太郎君 補欠 林 幹雄君	阿部 昭吾君 補欠 細川 護熙君
一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	久保 哲司君 補欠 佐藤 茂樹君	綿貫 民輔君 補欠 林 幹雄君	五十嵐ふみこ君 補欠 田中 秀征君
内閣委員 辞任 細川 護熙君 補欠 阿部 昭吾君	運輸委員 辞任 龜井 善之君 補欠 萩山 教蔵君	予算委員 辞任 中山 太郎君 補欠 小野 晋也君	内閣委員 辞任 松本 善明君 補欠 東中 光雄君
法務委員 辞任 荒井 聰君 補欠 枝野 幸男君	古賀 敬章君 補欠 竹内 謙君	綿貫 民輔君 補欠 秋葉 忠利君	法務委員 辞任 東中 光雄君 補欠 松本 善明君
大蔵委員 辞任 伊藤 英成君 補欠 高木 義明君	萩山 教蔵君 補欠 古賀 敬章君	伊東 秀子君 補欠 小野 晋也君	辞任 梶山 静六君 補欠 柳沢 伯夫君
伊藤 英成君 補欠 高木 義明君	西 博義君 補欠 竹内 謙君	金田 英行君 補欠 中山 太郎君	枝野 幸男君 補欠 佐藤謙一郎君
栗本慎一郎君 補欠 栗本慎一郎君	萩山 教蔵君 補欠 古賀 敬章君	松本 善明君 補欠 正森 成二君	柳沢 伯夫君 補欠 梶山 静六君
実川 幸夫君 補欠 伊藤 英成君	古賀 敬章君 補欠 西 博義君	谷口 隆義君 補欠 伊東 秀子君	佐藤謙一郎君 補欠 枝野 幸男君
高木 義明君 補欠 伊藤 英成君	竹内 謙君 補欠 西 博義君	赤羽 一嘉君 補欠 谷口 隆義君	外務委員 辞任 小池百合子君 補欠 渡辺浩一郎君
文教委員 辞任 鳩山由紀夫君 補欠 五十嵐ふみこ君	安全保障委員 辞任 金田 誠一君 補欠 伊東 秀子君	上田 勇君 補欠 石井 啓一君	
	三原 朝彦君 補欠 小沢 鋭仁君	西 博義君 補欠 北側 一雄君	

草川 昭三君 石井 啓一君 渡辺浩一郎君 小池百合子君 石井 啓一君 草川 昭三君	労働委員 中野 寛成君 宇佐美 登君 志位 和夫君 大矢 卓史君 大矢 卓史君 宇佐美 登君	北側 一雄君 谷口 隆義君 吉田 公一君 長内 順一君 山名 靖英君 山田 正彦君 山田 正彦君 久保 哲司君 松沢 成文君 村山 達雄君 江藤 隆美君 柳沢 伯夫君 工藤堅太郎君 田名部匡省君 石井 啓一君 中野 寛成君 柳田 稔君 中野 寛成君 柳田 稔君	規制緩和に関する特別委員会 理事 栗本慎一郎君(理事村井仁君昨一日理事 事辞任につきその補欠) (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 中島 章夫君 玄葉光一郎君 小沢 鋭仁君 前原 誠司君 井出 正一君 高見 裕一君
厚生委員 石田 美栄君 安倍 基雄君 石田 美栄君 石田 美栄君 石田 美栄君 石田 美栄君	科学技術委員 上田 清司君 西川太一郎君 上田 清司君 上田 清司君 上田 清司君 上田 清司君	武部 勳君 水野 清君 柳沢 伯夫君 工藤堅太郎君 田名部匡省君 石井 啓一君 谷口 隆義君 北側 一雄君 中田 宏君	政治改革に関する調査特別委員 中島 章夫君 玄葉光一郎君 小沢 鋭仁君 前原 誠司君 井出 正一君 高見 裕一君
商工委員 西川太一郎君 青木 宏之君 高見 裕一君 井出 正一君 西川太一郎君 井出 正一君	環境委員 前田 武志君 松沢 成文君 佐藤謙一郎君 岩浅 嘉仁君 岩浅 嘉仁君 松沢 成文君 前田 武志君 佐藤謙一郎君	決算委員 山崎広太郎君 中田 宏君 山崎広太郎君 中田 宏君 山崎広太郎君 中田 宏君 山崎広太郎君 中田 宏君	消費者問題等に関する特別委員 井出 正一君 高見 裕一君 井出 正一君 高見 裕一君 井出 正一君 高見 裕一君
運輸委員 亀井 善之君 関谷 勝嗣君 江崎 鐵磨君 石田 勝之君 寺前 巖君 江藤 隆美君 村山 達雄君 工藤堅太郎君 井出 正一君 石田 勝之君	予算委員 江藤 隆美君 村山 達雄君 工藤堅太郎君 井出 正一君 志位 和夫君 亀井 善之君 関谷 勝嗣君 江崎 鐵磨君 石田 勝之君 石田 勝之君	(理事補欠選任) 一、昨日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 国会等の移転に関する特別委員会 理事 山岡 賢次君(理事井上喜一君昨一日理事辞任につきその補欠)	規制緩和に関する特別委員 柳田 稔君 小平 忠正君 柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君
予算委員 江藤 隆美君 村山 達雄君 工藤堅太郎君 井出 正一君 志位 和夫君 亀井 善之君 関谷 勝嗣君 江崎 鐵磨君 石田 勝之君 石田 勝之君	予算委員 江藤 隆美君 村山 達雄君 工藤堅太郎君 井出 正一君 志位 和夫君 亀井 善之君 関谷 勝嗣君 江崎 鐵磨君 石田 勝之君 石田 勝之君	(理事補欠選任) 一、昨日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 国会等の移転に関する特別委員会 理事 山岡 賢次君(理事井上喜一君昨一日理事辞任につきその補欠)	規制緩和に関する特別委員 柳田 稔君 小平 忠正君 柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君
予算委員 江藤 隆美君 村山 達雄君 工藤堅太郎君 井出 正一君 志位 和夫君 亀井 善之君 関谷 勝嗣君 江崎 鐵磨君 石田 勝之君 石田 勝之君	予算委員 江藤 隆美君 村山 達雄君 工藤堅太郎君 井出 正一君 志位 和夫君 亀井 善之君 関谷 勝嗣君 江崎 鐵磨君 石田 勝之君 石田 勝之君	(理事補欠選任) 一、昨日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 国会等の移転に関する特別委員会 理事 山岡 賢次君(理事井上喜一君昨一日理事辞任につきその補欠)	規制緩和に関する特別委員 柳田 稔君 小平 忠正君 柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君

(議案提出)

一、去る五月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)

外務委員会 付託

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

労働委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七一号)

以上三件 地方行政委員会 付託

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

厚生委員会 付託

(調査要求承認)

一、労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成六年六月一日

労働委員長 松岡満壽男

衆議院議長 土井たか子殿

(書封通知書受領)

一、去る五月三十一日、内閣から、衆議院議員崎弥之助君提出ヘリコプター事故に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成六年六月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成六年六月二日 衆議院會議録第二十二号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
送料	三円
配税	〇二円
別	〇